

# 県有未利用地（農業用ため池）を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業 仕様書

## 1 事業概要

### (1) 事業名

県有未利用地（農業用ため池）を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業

### (2) 事業内容

事業者は、次のア～カについてすべて自己の責任により実施するものとする。県は農業用ため池（以下、ため池という。）の貸付のみを行う。

なお、実施に当たっては、関係法令の遵守に加え、適宜、県と協議の上、地域共生型再エネ事業の推進及びため池の適正な利用に必要な措置を講ずるものとする。

ア 事業場所（ため池）での太陽光発電施設（以下、「発電施設」という）の設置計画検討、関係法令に基づく手続、系統連系協議のほか、需要地への供給に係る事業計画の立案及び関係者間での合意形成

イ 事業場所（ため池）に関する県との賃貸借契約の締結及び発電施設の設置

ウ 発電施設で発電された電力（環境価値含む）の県内の需要地（事業所等）への供給

エ 発電施設の運転管理、維持管理及びトラブル・苦情発生時の対応

オ 運転期間終了や発電施設の廃止等に伴い使用できなくなった場合の、発電施設の撤去及び原状回復

カ その他、本事業に係る企画提案内容の説明

### (3) 事業地

ため池の名称	所在地	水面面積 (HWL)
柏木（かしわぎ）溜池	黒川郡大衡村大瓜字北柏木地内	49,190 m <sup>2</sup>
焼切（やっきり）溜池	加美郡色麻町大字新大原地内	18,470 m <sup>2</sup>
除（のぞき）溜池	加美郡色麻町四竈字谷地地内	38,650 m <sup>2</sup>

位置図、平面図、構造図は別紙のとおり

なお、系統連系に係る事前相談結果については、別途データを提供するので、農村振興課企画調整班（nosonshin@pref.miyagi.<sup>エル</sup>lg.jp）まで申し出ること。

### (4) 事業及び契約の期間

ア 事業期間は、事業実施に関する協定を締結した日から事業地を原状回復し、県に返却する日までとする。

イ 発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の期間は原則として20年間とする。

なお、事業者として選定後に実施する県との協議により、20年間を超える契約期間と

する場合もある。

ウ イのほか、設置工事に係る土地賃貸借契約及び発電施設の撤去に係る土地賃貸借契約を締結することとし、その期間については、別途協議する。

#### (5) 事業地の貸付条件

ア 県は、事業者との間で締結する土地賃貸借契約に基づき、県有地である事業地を有償で貸し付ける。

イ 年間貸付額は以下の式で算出し、その額に十円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を十円に切り上げる。貸付単価は、24 円/㎡を下限として事業者の提案とする。

$$\text{年間貸付額} = \text{対象面積 (㎡)}_{(*)} \times \text{貸付単価 (24 円/㎡を下限とする)}$$

※対象面積＝①ため池水面面積(HWL) と②PCS 等の設備 (ケーブル含む) 占有面積の合計  
なお、①は、パネル設置面積の大小によらず1 (3) に記載の面積(全面積)とし、  
②は①以外の占有面積とする。

ウ 事業者は、貸付を受けた県有地 (ため池) に発電施設を事業計画書で定めた期間までに設置し、オフサイト P P A 方式や自己託送方式により、当該地で発電した電力の全量を、県内需要地へ供給しなければならない。

エ 事業者は、貸付を受けた県有地を本事業以外の用途に使用しないこと。

オ 事業者は、貸付を受けた県有地を県に返却する場合には、事業者の費用負担により原状回復すること。

カ 事業者は、発電施設の維持管理に当たり、PCS 等周辺の除草作業を実施すること。  
なお、除草時期については施設管理者 (市町村等) と調整すること。

キ 「発電電力を県内需要地 (企業名含む。) へ供給している」旨を記載した標識を施設に掲示すること。

ク 県が地域共生型再エネ事業を推進する目的で、本事業の発電事業者や需要家 (需要地) を県ホームページ等で公表することに同意すること。

ケ 本事業がモデル的事业であることを踏まえ、県が行う事業効果の検証、実績値の集計及び分析並びに広報及び普及啓発活動に対し、資料の提供、説明の実施その他の必要な協力を行うこと。また、この場合において、補助事業者は、県が当該検証結果及び提供された情報 (営業上の秘密等を除く。) を公表することに同意すること。

## 2 工事前の調査及び手続き

### (1) 事業者による事業計画の検討

ア 対象ため池の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

イ 現地調査や発電量シミュレーション、想定需要量等から算定した設備容量などを踏ま

え、太陽光発電施設の適切な配置計画、実施スケジュールを検討すること。

ウ 施設の設置、維持管理、非常時の対応、施設の撤去までの全ての事業を確実に実施できるよう資金計画を立案すること。

エ 施設の更新・撤去時における太陽電池廃棄物の再資源化等に配慮した計画とすること。

オ 発電開始時から計画的に積み立てる等により、施設の撤去に伴い発生する廃棄物等の処理等に要する費用を確実に確保すること。

カ 事業実施中に生じるリスクを明示し、県及び事業者の責任分担を明らかにすること。

## (2) 構造要件

ア 発電施設を設置した際に発生する増加荷重等の影響について、ため池の情報を踏まえ、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して、ため池の耐久性に問題がないことを書面により報告すること。

イ 建築基準法における当該地点の積雪深に対応可能なPVモジュールを使用すること。

ウ フロートの係留方法は、ため池の止水性に悪影響がなく、発電施設の維持管理に支障がないよう計画すること。

エ 発電施設の設計に当たっては、池干しの実施などを想定し、着底を考慮した構造とすること。

## (3) 各種手続の実施

ア 事業計画の検討の結果に基づき、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他関係法令に係る手続、系統連系に係る協議を実施すること。

イ 太陽光発電に係る補助事業等を活用する場合は、申請等の作業はすべて事業者において行うこと。

ウ 一般電気事業者への連系については、すべて事業者において実施すること。

エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下、再エネ特措法という。）及び太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）等に基づき、計画段階からの住民説明を確実に実施すること。

カ 事業計画の検討等を踏まえ、本事業の関係者（需要家、電気小売事業者等）から電力供給契約の内容について合意を得ること。

## (4) 事業計画書の提出

(1)～(3)を踏まえた事業計画書を作成し、電力供給契約に係る契約書案等、電力供給について需要家と合意したことが分かる書類を添えて、事業実施に関する協定を締結した日から起算して1年以内に県に提出すること。ただし、(1)～(3)の実施に不測の日数を要するなど、やむを得ない事由がある場合は、県との協議の上、提出期限を延長することができるものとする。

## (5) 関係機関との協議

発電施設の施設計画は、関係者（国、県、市町村、土地改良区等）に対して、十分に説明・協議を行い、すべての関係者から了承を得ること。

なお、協議スケジュールや内容については、県と協議の上、決定すること。

#### (6) 事業地（ため池）の貸付

ア 県が、事業計画書を確認し、発電事業が実施可能と判断した場合には、事業者と設置工事に係る土地賃貸借契約を締結する。

イ 事業地は現状のまま引渡しを行う。

### 3 施設の設置

#### (1) 関係法令・基準への準拠

設置する発電施設は、所定の基準を満たし関係法令等（農業用ため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き 令和3年9月（農林水産省）及び水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2025年版（NEDO）を含む）を遵守したものを使用すること。

#### (2) その他の事項

ア 事業者は、発電施設を事業以外の用途に使用してはならない。

イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該ため池の貸付を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において発電施設を速やかに撤去し、撤去により既存施設を破損した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

ウ ため池敷地以外において、事業遂行のためにやむを得ず追加で土地を確保する必要がある場合は、事業者の負担において行うこと。

### 4 工事の実施

(1) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民、その他関係機関との調整等は事業者において十分に行うこと。

(2) 設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、再エネ特措法及び県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」並びに関係法令等を遵守すること。

(3) 発電施設の設置工事は、非営農期間（10月から3月）に行うものとし、ため池の構造や水利用に影響がないように、県及び施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工法及び工程を計画し、実施すること。発電施設に起因して、ため池機能に不具合が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。

(4) 事業者は発電施設導入に先立ち、詳細設計を行い、パネル配置図、設備構造図、施工計画図、電気設備図、工程表等を県に提出し、確認を受けること。

(5) 設備の配置や配線ルート等については、施設の利用や保安上・管理上支障がない箇所

を選定の上、管理者との協議により決定するものとする。

- (6) 地域住民及び施設管理者等から苦情があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- (7) 事業期間中に県及び施設管理者が行うため池の保守点検や設備の維持管理に支障を生じさせない計画とすること。なお計画策定に当たっては、県及び施設管理者が行う維持管理作業の内容を確認し、協議のうえ同意を得ること。
- (8) 工事完成時には、現場で県の確認を受けること。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を2部作成し、県に引き渡すものとする。完成図面は、PDF形式データのほかにCADデータ（SFC形式）を提出すること。
- (9) 設備の設置工事は、県内事業者への発注に努めること。

## 5 発電事業の実施

- (1) 4の工事の実施による施設の設置後、引き続き県と発電事業に係る土地賃貸借契約を締結し、発電事業を実施すること。
- (2) 発電事業の期間中の施設の維持管理について、電気事業法等の関係法令で定める基準を遵守するとともに、県及び施設管理者と維持管理の内容について協議し、適切な保守点検計画を発電開始前に提出すること。
- (3) 発電施設が故障又は破損した場合や火災等が発生した場合は、直ちに県及び施設管理者に連絡の上、事業者の責任と負担において速やかに対応すること。
- (4) 毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとする。点検結果は事業者において保管し、県から報告を求められた場合、速やかに応じること。
- (5) ため池の貯水は農業用水として利用されているため、発電施設設置工事前後、以降毎年3月、8月及びその他必要と認められる場合に事業者の負担で水質を検査し、県と施設管理者に報告すること。検査項目は農業用水の水質基準で定められたものとし、水質が悪化した場合は原因を調査して県に報告するとともに、発電施設に起因する場合は、対策を講じること。
- (6) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として発電設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- (7) 発電施設を設置したため池について、県や関係者が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。この場合、発電施設の移設等に伴う費用負担は、別途協議を行う。  
なお、現時点において、各ため池とも改修工事等は予定されていない。

- (8) 施設への標識掲示、維持管理計画の公表等を確実に実施すること。
- (9) 設備の設置及び維持管理に係る苦情等が発生した場合、事業者で真摯に対応すること。

## 6 発電事業の終了

- (1) 事業者が発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の終了により発電事業を終了するとき  
は、県は、事業者と発電施設の撤去に係る土地賃貸借契約を締結する。
- (2) (1) による土地賃貸借契約の期間は、県と事業者の協議により決定する。
- (3) 事業者は、事業が終了した場合又は事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止し  
た場合は、事業者の費用負担により速やかに発電設備及びその他付帯設備を撤去し、原状  
回復の上、県に事業地を返却すること。

## 7 その他

- (1) 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。  
なお、損害が発生した場合に備え、損害保険等に加入し、県へ写しを提出すること。
- (2) 事業の実施により県又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負い、事業  
者の責任において速やかに対応すること。
- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4) 事業者が発電事業を継続できなくなった場合、事業者が後継事業者を選定し、県が適  
切と判断する場合には、権利及び義務を承継させることを認める。なお、判断にあつ  
ては、必要に応じ外部有識者から意見を聴取することがある。
- (5) 県が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があつた  
場合には、県の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目  
録を作成するとともに、必要がなくなった場合は、ただちに返納しなければならない。
- (6) ため池の所有者が変更となる場合があるが、県及び変更後の施設所有者（市町村等）  
と別途協議を行い必要な手続きを決定するものとする。
- (7) 事業実施に関して施設管理者の了解は得ているが、事業実施に当たっては、2（3）  
エに記載のとおり、事業者において住民説明等を確実に実施すること。
- (8) 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないとき、県は、土地賃貸借契約を解除する  
ものとする。
- (9) 事業実施中の紛争及び事業に係る苦情が発生した場合は、事業者として責任ある立場  
で解決すること。これらに関し、県は一切責任を負わないものとする。
- (10) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、  
県と事業者で協議の上、決定するものとする。